

＜負担限度額認定申請における注意事項＞

★提出していただく書類

- ア 申請書
- イ 同意書(申請書の裏面)
- ウ 預貯金等の資産の額がわかる書類の写し

★確認させていただく書類

- ア 本人の介護保険被保険者証(代理権の確認)
- イ 申請代理人の本人確認書類(運転免許証、個人番号カード等)
- ウ 本人の個人番号カード、通知カード(写し可)(番号確認書類)

通帳等の原本を持参される方はコピーを取らせていただきますが、
【通帳(普通預金)写しの例】を参考に写しをご用意いただくと、円滑に受付させていただくことができます。

【預貯金等の資産の額がわかる書類とは】

申請日時点での①「銀行名、支店、口座番号、名義」、②「最終の残高」がわかる部分の写しが必要です。

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(2か所)
	①口座名義等の記載ページ(通帳表紙の裏面)
	②口座残高の記載ページ ※普通預金であれば、最終の記帳ページ ※申請日の直近2か月前の支出入の分かるもの
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金(いわゆるタンス貯金)	申請書にその額を記入する。

【通帳(普通預金)写しの例】

①口座名義等の記載ページ

小浜 太郎(本人)の通帳の写し	通帳の表紙の裏面	小浜 花子(妻)の通帳の写し																
普通預金		普通預金																
おなまえ オバマ タロウ サマ		おなまえ オバマ ハナコ サマ																
お届けの～		お届けの～																
次のとおりです。		次のとおりです。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>変更後金額</th> <th>店番</th> <th>口座番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">999</td> <td style="text-align: center;">123456</td> </tr> </tbody> </table>	金額	変更後金額	店番	口座番号	円	円	999	123456		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>金額</th> <th>変更後金額</th> <th>店番</th> <th>口座番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: center;">999</td> <td style="text-align: center;">98765</td> </tr> </tbody> </table>	金額	変更後金額	店番	口座番号	円	円	999	98765
金額	変更後金額	店番	口座番号															
円	円	999	123456															
金額	変更後金額	店番	口座番号															
円	円	999	98765															
株式会社 ○○銀行 口座店 ××支店		株式会社 ○○銀行 口座店 ××支店																

②口座残高の記載ページ

最終の記帳ページ					
日付	お払戻金額	お預り金額	摘要	差引残高	備考
05.12.15			繰越	2,500,000	
05.12.15		200,000	年金	2,700,000	
06. 4.15		200,000	年金	2,900,000	
06. 6.14		200,000	年金	3,100,000	

日付	お払戻金額	お預り金額	摘要	差引残高	備考
05.12.15			繰越	2,000,000	
05.12.15		190,000	年金	2,190,000	
06. 4.15		190,000	年金	2,380,000	
06. 6.14		190,000	年金	2,570,000	

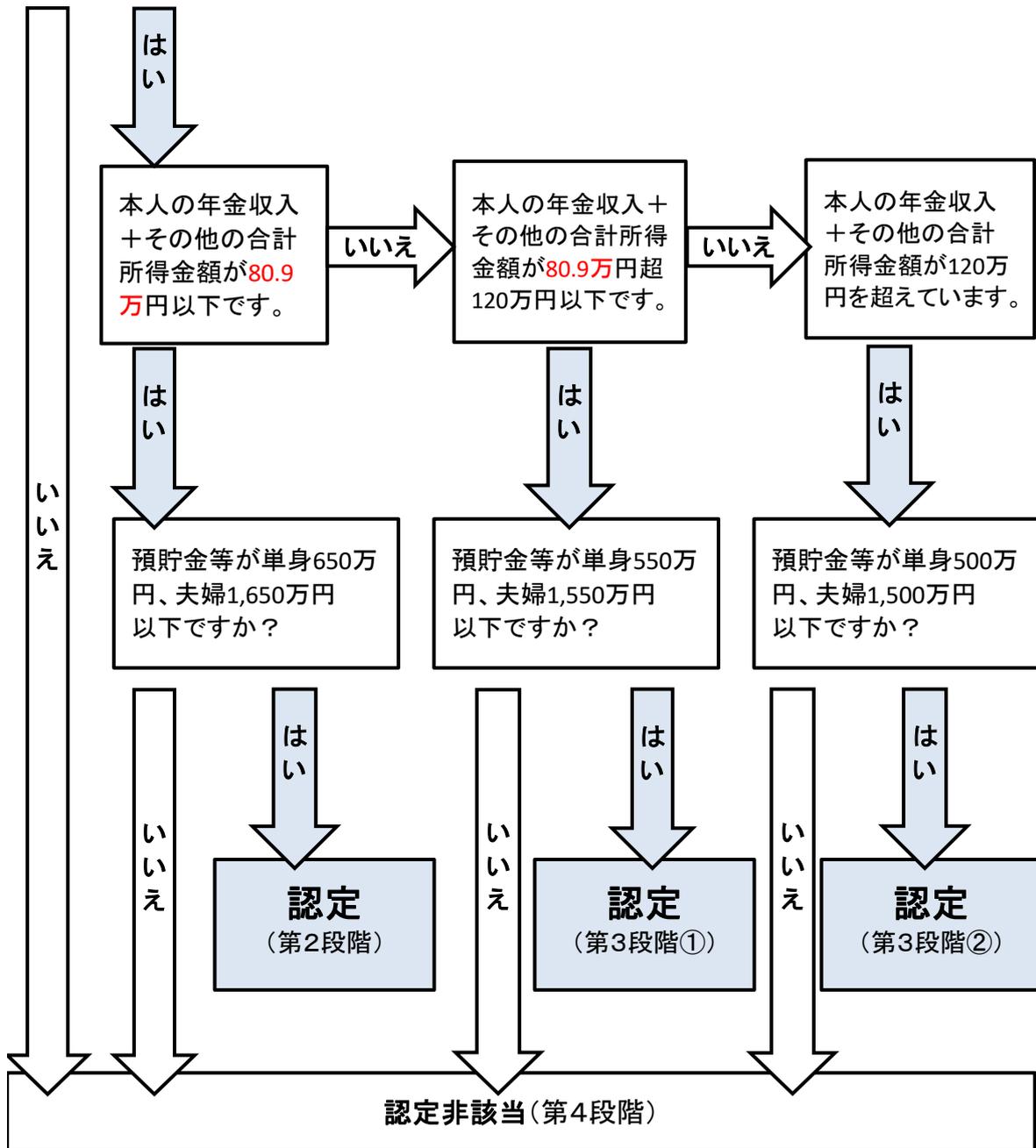
本人の残高と配偶者の残高の合計を
申請書の「預貯金額」に記入してください。

※預貯金額が基準額を超える方で、負債(借入金・住宅ローンなど)がある方は・・・

預貯金額から負債額を差し引いた結果、基準額以下となる場合は軽減が受けられますので、負債金額を申請書に記載のうえ、負債金額が分かる書類(借用証書などの写し)を提出してください。

介護保険負担限度額認定に係るフローチャート

世帯全員(別世帯配偶者・事実婚の方含む)が住民税非課税です。



※その他の合計所得金額：事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで

※預貯金等：申請日から直近2か月以内の該当者の預金通帳、定期預金や証券等のすべてを合計した金額

※市民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者もしくは生活保護受給者で預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円以下の場合は第1段階となります。

※65歳未満の人(第2号被保険者)は所得判定に関係なく、預貯金等の判定は単身1,000万円、夫婦2,000万円以下

介護保険負担限度額認定について

1 対象となる方の要件等について

以下の表のいずれかに該当する方は、対象となる施設もしくはサービスを利用した場合の居住費等、食費がおさえられる「介護保険負担限度額認定証」が発行できます。発行の際は申請いただく必要があります。

【負担限度額認定制度の対象施設】

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護(ショートステイ)、地域密着型介護老人福祉施設

利用者負担段階	対象者(以下の全てを満たす人)		
	課税判定	所得判定 (その他の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計)	預貯金等の判定 (預貯金等の合計額)
第1段階	・市民税非課税世帯である 老齢福祉年金受給者 ・生活保護の被保護者等	—	1,000万円(夫婦の場合は2,000万円)以下
第2段階	世帯全員(別世帯の配偶者含む) が市民税非課税	合計額が80.9万円以下の方	650万円(夫婦の場合は1,650万円)以下
第3段階①		合計額が80.9万円超 120万円以下の方	550万円(夫婦の場合は1,550万円)以下
第3段階②		合計額が120万円超の方	500万円(夫婦の場合は1,500万円)以下

※配偶者は別世帯の配偶者・事実婚の方を含む

※65歳未満の人は、所得判定に関係なく、預貯金等の判定は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下

2 負担限度額について

令和6年8月からの居住費、食費の負担限度額は、つぎのとおりです。利用者負担段階に応じて、負担限度額は変わります。

負担限度額(一日あたり)

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室 (※)	多床室	施設サービス	短期入所 サービス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額になります。